

浅草文化観光センター観光案内業務受託者公募型プロポーザル
質問に対する回答について

Q 1

質問項目	警備・清掃・設備保守業務の仕様について
募集要項等の該当部分	募集要項 1 ページ 2 業務内容 (2) 委託業務内容
内 容	「なお、警備、清掃、設備保守については別途契約を予定しており、本委託業務の対象外とする。」とのことですが、警備・清掃・設備保守業務の現在の委託仕様書を開示いただくことは可能でしょうか？
回 答	警備、清掃、設備保守については、本委託業務の対象外であり、本件プロポーザルに関連しないため開示は行いません。

Q 2

質問項目	参考見積額について
募集要項等の該当部分	募集要項 1 ページ 2 業務内容 (5) 参考見積額
内 容	提示された参考見積額は「消費税込」という理解で宜しいでしょうか？
回 答	お見込みのとおり。

Q 3

質問項目	配架するパンフレット等について
募集要項等の該当部分	別紙3 案内業務仕様書 3 ページ (3) 業務内容 ④-1 その他の業務 ウ 観光課から指示されたパンフレット等の配架手配
内 容	館内において、「観光課から指示された」もの以外に、台東区内の個店や都内の観光施設等、受託者が独自にパンフレット等を収集・配架・配布することは可能でしょうか？
回 答	パンフレット等については、浅草文化観光センターの設置目的に合致したものを受け入れており、原則、区から指示します。 受託者から提案のあったものについては、区と協議の上、配架等の可否を決定します。

Q 4

質 問 項 目	有料のワークショップについて
募集要項等の 該当部分	別紙3 案内業務仕様書 3ページ(3)業務内容 ④-1 その他の業務 シ 日本文化体験ワークショップ等の実施
内 容	日本文化体験ワークショップの実施にあたり、参加者から費用を徴収する 企画を実施することは可能でしょうか？
回 答	材料費等実費相当の体験費用を徴収することは可能です。

Q 5

質 問 項 目	備蓄品の配布等の業務内容について
募集要項等の 該当部分	別紙3-2 災害時 特記事項 第6条
内 容	「備蓄品の配布、物資の搬入・搬出、その他災害時の対応として必要と考 えられる業務」とありますが、具体的に現状で想定されている業務内容が あれば、ご教示ください。
回 答	原則、観光客等の対応が主な業務になると見込んでいるが、状況に応じて 水や食料等の備蓄品やその他区から支給される物資の配布等、必要な業務 を区から指示する場合があります。

Q 6

質 問 項 目	備蓄品の手配について
募集要項等の 該当部分	別紙3-2 災害時 特記事項 第6条
内 容	「備蓄品の配布、物資の搬入・搬出」の「備蓄品・物資」については、台 東区様をご用意される、という理解でよろしいでしょうか？
回 答	お見込みのとおり。

Q 7

質 問 項 目	スタッフ用備蓄品の保管について
募集要項等の 該当部分	別紙3-2 災害時 特記事項 第6条
内 容	「備蓄品」について、受託者のスタッフ用の3日分の水・食料について、受託者が準備し、センター内に保管することは可能でしょうか？（東京都帰宅困難者対策ハンドブック準拠）
回 答	全体量や置き場所等を協議の上、施設管理上支障がないか判断した上で可否を決定します。

Q 8

質 問 項 目	災害時に出勤を要請する場合について
募集要項等の 該当部分	別紙3-2 災害時 特記事項 第8条
内 容	「前条の社会通念上出勤することが困難である場合に、単に公共交通機関が停止している場合は含まない」とのことですが、「社会通念上出勤することが困難である場合」について、具体的に現状で想定されている内容があれば、ご教示ください。
回 答	同7条参照。 なお、タクシーや自転車、徒歩等当人が持ち得るいかなる手段でも出勤が不可能ないし困難である場合には、当然「社会通念上出勤することが困難である場合」と考えられます。

Q 9

質 問 項 目	チケット販売の役割分担について
募集要項等の 該当部分	別紙3-3 チケット販売業務 5. 業務内容
内 容	チケットや商品の販売について、販売契約の交渉及び締結者は「受託者」という理解でよろしいでしょうか？
回 答	お見込みのとおり。

Q10

質問項目	受託業務範囲について（再確認）
募集要項等の該当部分	「募集要項」1ページ2-（2）
内容	<p>・業務範囲について、念のため確認させていただきたく。 除外範囲は、①警備（現在は1階にいらっしゃる警備服の方）、 ②清掃、③設備保守に加え、以下も対象外との認識で間違いありませんでしょうか。 ④外貨両替（1階） ⑤喫茶（8階）</p>
回答	お見込みのとおり。

Q11

質問項目	1階カウンターにおける「チケットの販売業務」について
募集要項等の該当部分	別紙「想定するチケットの販売業務について」
内容	<p>1) コロナ発生以降、美術館や観劇等、オンラインでの予約・チケット購入とQRコード等による入場が一般的ですが、今回のチケット販売業務について、あくまで対面でのチケット販売（紙チケットの売買と手渡し）を重視されていますでしょうか。</p> <p>・「お客様ご自身のオンラインチケットの購入を、スタッフがiPad等を使いサポートさせていただく」ことをチケット販売の基本とした場合、受託業務に不一致とお考えになりますでしょうか。</p> <p>2) 今後の体制として、現在の販売業者様をご紹介いただき、再委託の形で継続をお願いすることも可能でしょうか。</p>
回答	<p>1) 別紙3-3「想定するチケット等の販売業務について」の「ねらい」、「効果」に資するものであれば、必ずしも紙のチケットに限定する必要はありませんが、浅草文化観光センターには様々な国籍、年代の幅広い層の観光客が来館することから、効果的なチケット販売のあり方を検討していただく必要があります。</p> <p>2) 別紙3-1「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」の「2」にあるように、原則再委託を禁止しており、販売業者等と受託者が契約した上で、受託者自身がチケット販売を行うことを想定しています。 なお、現在の販売業者の担当者名等を伝えることは可能だが、継続については受託者に交渉していただく必要があります。</p>

Q12

質問項目	商品販売について
募集要項等の該当部分	別紙「想定するチケット等の販売業務について」5-(2)
内容	・マッチング商談会等で造成された商品を販売する場合、受託者側が事前に商品を仕入れ、在庫を持つ必要はございますか。 もしくは、販売する商品をお預かりする立場でしょうか。
回答	マッチング商談会等で造成された商品についても、他のチケット等と同様に、受託者が販売に関連する全ての業務を担う必要があります。 なお、現在はマッチング商談会等で造成された商品をチケット販売業者が取り扱うことで、チケット販売業者と契約している受託者が浅草文化観光センターで販売を行っています。

Q13

質問項目	ボランティアの積極的な活用について
募集要項等の該当部分	仕様書4ページ ④-1-ク
内容	・「案内業務及び観光案内等におけるボランティアの積極的な活用・連携」との記載について。 館内の案内やイベントについても、ボランティアの方にお入りいただき、活躍いただくことも可能でしょうか。
回答	受託者とボランティアがそれぞれの役割を果たす中で、館内の案内など、連携を図っていくことが望ましいと考えています。 また、受託者とボランティアが調整の上、ボランティアと協力してイベントを開催することも問題はありません。